

14. 就職を考えている方、障害者の雇用促進のために

障害のある方を雇用されている事業主に就職を考えている方及び障害のある方を雇用されている事業主に対して、次のような制度があります。

(1) 障害者向け訓練

制 度	内 容	問い合わせ先	
公共職業訓練	<p>障害のある方が必要な知識・技能を習得することにより、職業的自立を図ることを目的とした訓練を行っています。</p> <p>【令和7年度 障害のある方向けの訓練科】</p> <p>〈京都障害者高等技術専門学校〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合実務科(知的障害者対象 訓練期間1年) ・ITシステムサポート科(身体・精神・発達障害者対象 訓練期間1年) ・インテリアCADサポート科(身体・精神・発達障害者対象 訓練期間1年) ・ものづくりサポート科(身体・精神・発達障害者対象 訓練期間1年) <p>〈福知山高等技術専門学校〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合実務科(知的障害者対象 訓練期間1年) ・キャリア・プログラム科(精神・発達障害者対象 訓練期間1年) <p>※ その他、一般の訓練科では、身体、知的、発達、精神等に障害のある方(各種手帳を所持していない方を含む)で出願を希望される場合、障害の特性・程度と訓練科での配慮等の確認のため、事前相談を受け付けていますので、各専門学校にお問い合わせください。</p>	<p>① 授業料は不要。教科書・作業服代等は本人負担。</p> <p>② 職業安定所長の受講指示を受けた方には、訓練手当等が支給されます。</p> <p>※ 一般校の場合、授業料、選考料の必要な訓練科があります。詳細は、各専門学校にお問い合わせください。</p>	<p>府人材育成課 TEL 075-414-5101</p> <p>府立京都障害者高等技術専門学校 TEL 075-642-1510</p> <p>府立福知山高等技術専門学校 TEL 0773-27-6212</p> <p>府立京都高等技術専門学校 TEL 075-642-4451</p> <p>府立陶工高等技術専門学校 TEL 075-561-2943</p> <p>公共職業安定所 (72頁参照)</p>
障害者の多様なニーズに対応した委託訓練	<p>障害のある方の就労を支援するため、多様な委託先を活用した職業訓練を行っています。</p> <p>主な訓練コース</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知識・技能習得訓練コース(民間教育訓練機関、社会福祉法人、NPO法人等を委託先として実施するコース) ・実践能力習得訓練コース(企業等を委託先として事業所現場を活用して実施するコース) <p>訓練期間: 原則3か月以内 訓練時間: 1月当たり標準100時間 委託料: 委託先には、対象者1人につき、1か月64,000円又は96,000円(上限)が支給されます。</p>	<p>① 受講料は無料(教材費等は本人負担)</p> <p>② 職業安定所長の受講指示を受けた方には、訓練手当等が支給されます。</p>	<p>府人材育成課 TEL 075-414-5101</p> <p>府立京都障害者高等技術専門学校 TEL 075-642-1510</p> <p>府立福知山高等技術専門学校 TEL 0773-27-6212</p> <p>府雇用推進課 TEL 075-682-8913</p> <p>公共職業安定所 (72頁参照)</p>
職場適応訓練	<p>作業環境に適応することを容易にするため府又は国が民間事業所に委託して訓練を実施します。訓練期間が6か月以内(重度障害者等は1年以内)である一般職場適応訓練と、2週間以内(重度障害者等は4週間以内)である短期職場適応訓練(職場実習)とがあります。</p>	<p>① 訓練生には、訓練手当等が支給されます。</p> <p>② 事業主には訓練生1人につき、一般職場適応訓練については月額24,000円(重度障害者は25,000円)、職場実習については日額960円(重度障害者は1,000円)の委託料が支給されます。</p>	<p>府雇用推進課 TEL 075-682-8913</p> <p>公共職業安定所 (72頁参照)</p>
京都ジョブパークはあとふる実習	<p>障害者の雇用促進を図るため、障害者等の企業体験及び企業実習を実施します。 (京都ジョブパークはあとふるコーナーに登録が必要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実習期間: 1～5日程度 <p>〈実習等受入謝金〉 受け入れ企業に対し、実習者1人につき、日額 1,000円</p>		<p>府雇用推進課 TEL 075-682-8913</p>

(2) 障害者の雇用促進に向けて

制度	内 容	問い合わせ先
特定求職者雇用開発助成金	<p>I 特定就職困難者コース</p> <p>障害者などの就職が特に困難な者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた(※)事業主に対して助成(※)雇用保険一般被保険者として雇い入れ、対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上であることが確実と認められること。</p> <p><助成額></p> <p>【身体・知的障害者(重度以外)】 1人あたり120万円(中小企業以外50万円) 短時間労働者(※)は80万円(中小企業以外30万円)</p> <p>【身体・知的障害者(重度または45歳以上)、精神障害者】 1人あたり240万円(中小企業以外100万円) 短時間労働者(※)は80万円(中小企業以外30万円)</p> <p>(※)1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者(以下同じ)</p> <p>II 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース</p> <p>発達障害者または難治性疾患患者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた(※)事業主に対して助成(※)雇用保険一般被保険者として雇い入れ、対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上であることが確実と認められること</p> <p><助成額></p> <p>1人あたり120万円(中小企業以外50万円) 短時間労働者は80万円(中小企業以外30万円)</p> <p>III 成長分野人材確保・育成コース</p> <p>障害者などの就職が特に困難な者、発達障害者または難治性疾患患者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れ(※)、デジタル、DX化関係業務又はグリーン、カーボンニュートラル化関係業務に従事させ、人材育成や職場定着に取り組む事業主に対して助成(※)雇用保険一般被保険者として雇い入れ、対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上であることが確実と認められること</p> <p><助成額></p> <p>【身体・知的障害者(重度以外)】【発達障害者または難治性疾患患者】 1人あたり180万円(中小企業以外75万円) 短時間労働者は120万円(中小企業以外45万円)</p> <p>【身体・知的障害者(重度または45歳以上)、精神障害者】 1人あたり360万円(中小企業以外150万円) 短時間労働者は120万円(中小企業以外45万円)</p>	公共職業安定所 (京都西陣・京都七条・伏見・宇治・京都田辺公共職業安定所管轄は助成金センター)
トライアル雇用助成金	<p>I 障害者トライアルコース</p> <p>就職が困難な障害者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、一定期間試行雇用を行う事業主に対して助成</p> <p>【精神障害者の場合】 ・助成期間:最長6か月 ・助成額:雇入れから3か月間→一人あたり月額最大8万円 雇入れから4か月以降→一人あたり月額最大4万円</p> <p>【上記以外】 ・助成期間:最長3か月 ・助成額:一人あたり月額最大4万円</p> <p>II 障害者短時間トライアルコース</p> <p>直ちに週20時間以上勤務することが難しい精神障害者および発達障害者の求職者について、3か月から12か月の期間をかけながら20時間以上の就業を目指して試行雇用を行う事業主に対して助成</p> <p>・助成期間:最長12か月 ・助成額:一人あたり月額最大4万円</p>	公共職業安定所 (京都西陣・京都七条・伏見・宇治・京都田辺公共職業安定所管轄は助成金センター)

制 度	内 容	問い合わせ先
キャリアアップ助成金	<p>障害者正社員化コース</p> <p>障害者の雇用促進と職場定着を図るために、次の①または②のいずれかの措置を講じた場合に助成。</p> <p>①有期雇用労働者を正規雇用労働者または無期雇用労働者に転換すること ②無期雇用労働者を正規雇用労働者に転換すること</p> <p>重度身体障害者、重度知的障害者および精神障害者</p> <p>有期雇用から正規雇用への転換 120万円(中小企業以外90万円) 60万円×2期(中小企業以外45万円×2期)</p> <p>有期雇用から無期雇用への転換 60万円(中小企業以外45万円) 30万円×2期(中小企業以外22.5万円×2期)</p> <p>無期雇用から正規雇用への転換 60万円(中小企業以外45万円) 30万円×2期(中小企業以外22.5万円×2期)</p> <p>重度以外の身体障害者、重度以外の知的障害者、発達障害者、難病患者、高次脳機能障害と診断された者</p> <p>有期雇用から正規雇用への転換 90万円(中小企業以外67.5万円) 45万円×2期(中小企業以外33.5万円※×2期) ※第2期の支給額は34万円</p> <p>有期雇用から無期雇用への転換 45万円(中小企業以外33万円) 22.5万円×2期(中小企業以外16.5万円×2期)</p> <p>無期雇用から正規雇用への転換 45万円(中小企業以外33万円) 22.5万円×2期(中小企業以外16.5万円×2期)</p> <p>※支給対象期間1年間のうち、最初の6か月を第1期、次の6か月を第2期といたします。</p>	<p>公共職業安定所 (京都西陣・京都七条・伏見・宇治・京都田辺公共職業安定所管轄は助成金センター)</p>

※ここに記載しているのは、主な助成金となります。他の助成金等については、助成金センター(69頁参照)へお問い合わせください。

制 度	内 容	問い合わせ先
ジョブコーチ (職場適応援助者) による支援	ジョブコーチ(職場適応援助者)が事業所へ訪問し、障害のある方や事業主の方双方に対して、職場適応や雇用管理に関する支援を行い、職場定着を目指すものです。ジョブコーチの支援が終了した後に事業主の方が、障害特性に応じた効果的な雇用管理、作業指導ができるようになることを目指します。支援開始のタイミングは、雇用を目指しての職場実習(雇用前)、採用と同時に、採用後のいずれのタイミングでも支援できます。	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用 支援機構京都支部 京都障害者職業センター TEL 075-341-2666
職業準備支援	職業準備支援は、求職中の方、在職者の方、休職中の方に対してひとり一人の状況や希望に合わせて効果的な就職活動(または復職準備)を行うこと、就職後(または復職後)、安定した職業生活を送ることを目指しています。支援期間は最大12週間の間で個別に設定し、講座や作業体験などを通じて、ストレス対処スキルの習得、作業遂行力やコミュニケーション力の向上、自分に合った働き方の検討、障害特性や職場に求める配慮事項、内容の整理等に関する支援を行います。	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用 支援機構京都支部 京都障害者職業センター TEL 075-341-2666
障害者雇用納付金 制度に基づく助成金	事業主が障害者の雇用にあたって、施設・設備の整備等や特別な措置を行う場合に、認定・支給要件を満たした事業主に対し独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の予算の範囲内において、助成金が支給されます。 ・障害者作業施設設置等助成金 ・障害者福祉施設設置等助成金 ・重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金 ・障害者介助等助成金 ・企業在籍型職場適応援助者助成金 ・重度障害者等通勤対策助成金	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用 支援機構京都支部 高齢・障害者業務課 TEL 075-951-7481
障害者雇用 納付金制度	法定雇用率を超えて障害者を雇用している事業主又は一定数を超えて障害者を雇用している事業主からの申請に基づき、障害者雇用納付金を財源とした障害者雇用調整金又は報奨金を支給しております。	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用 支援機構京都支部 高齢・障害者業務課 TEL 075-951-7478
京都障害者雇用企業 サポートセンター による企業支援	企業に対して、障害のある方に適した仕事の創出、雇用管理、各種助成制度に関する提案やアドバイスなどを総合的に行い、障害者の更なる雇用拡大及び職場定着を促進します。 <支援内容> ・アドバイザー派遣事業:各企業を訪問し雇用・定着についての助言・提案 ・障害者雇用啓発事業:企業見学会、セミナー、意見交換会や企業内研修会 ・相談事業:雇用管理・助成制度などに関する専門家による個別相談会や精神障害者の雇用、定着に向けた医学的アドバイス ・在職者セミナー:在職中の方のキャリアアップを支援するセミナー等	京都障害者雇用企業 サポートセンター TEL 075-682-8928 FAX 075-682-8944
京都府障害者雇用 施設整備事業等 事業費補助金	障害者の安定的な雇用確保と就労機会の拡大を図るため、①施設又は設備等の整備 ②定着支援の取組をする事業主に対して、経費の一部を助成します。 <補助対象者> 1 事業完了時、労働者数に法定雇用率2.5%を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)の障害者を雇用する事業主) <例> 労働者数80人の事業主:(80×2.5%=2.0→2人) 2人雇用なら補助対象 労働者数79人の事業主:(79×2.5%=1.98→1人) 2 京都府内に本社があり事業完了時に前項1の要件が未達成の場合は以下の場合に対象となります。 (ア)過去3年間に障害者を雇用していない場合 ⇒障害者雇用計画を提出の上、相当期間内に補助対象事業主になること (イ)過去3年間に障害者を雇用している場合 ⇒事業完了の年度末までに補助対象事業主になること <対象経費> (ア)設備類の新設 例:スロープや自動ドアの設置 等 (イ)設備類の改修 例:トイレの改修、床の段差解消 等 (ウ)機器の購入 例:パソコン操作補助具、電話音量増幅器 等 (エ)定着支援 例:カウンセラー、臨床心理士等の派遣 等 <助成額> 補助対象経費に次の補助率を乗じて得た額 (上限100万円) ① 従業員1,000人以上の事業主 15% ② 従業員1,000人未満の事業主 30% ※ 国等の類似の制度により助成を受けた金額は補助対象経費から除きます。 ※ その他、特例子会社設立等に関する補助制度があります。	府雇用推進課 TEL 075-682-8913